

自由民主党政務調査会 障害児者政策調査会 会長 高鳥修一様

『令和9年度障害福祉報酬改定に 関する関係団体ヒアリング』



一般社団法人

全国介護事業者連盟

理事長 齊藤正行

副理事長・障害福祉事業部会 会長 中川亮

令和8年10月19日（月）

当団体について



法人形態

一般社団法人

法人名

全国介護事業者連盟

設立年月日

2018年6月

本店所在地

東京都千代田区麹町4丁目

代表者

斉藤正行

介護・障害福祉事業者による横断的(法人・サービス種別)組織体制

「産業化の推進」・「生産性向上の推進」を2大テーマとする。

介護・障害福祉事業者会員数 : 6,804社 41,387事業所
(介護事業所:25,649事業所 障害福祉事業所:15,738事業所)

※令和8年10月現在 2

大幅なプラス改定の必要性



近年、障害福祉サービスについては、一人当たり費用の伸びによる総費用の急速な上昇とともに、事業所での虐待や不正等の問題が増加しており、サービスの質の確保と指導体制の強化が求められます。

一方で、現在障害福祉現場は、長期間の物価高の影響により、公定価格で報酬単位が決められている事業者の収益は悪化し、他産業の賃上げに追いついていないことから、人材の確保が極めて困難な状況にあり、更なる処遇改善を始めとする支援策が求められています。

そのような中、令和7年度補正予算及び令和8年度臨時報酬改定による大きな予算を確保いただけたことに改めて感謝申し上げます。

しかしながら、臨時報酬改定は処遇改善のみの引き上げであり、かつ必要性は理解しているものの応急的な報酬単価の特例による4サービスの新規事業所の基本報酬単位は引き下げとなりました。中東情勢による更なる物価高騰など、事業者の収益環境への喫緊の対策が求められていることから、事業者自身も創意工夫し、経営の安定性の確保と改革を進めるべく努めてまいりますので、

令和9年度障害福祉等報酬改定においては、物価高に応じた大幅な報酬増（基本報酬単位と処遇改善）

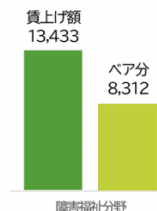
の実現を、切にお願い申し上げます。

※障害福祉分野の賃上げ・経営状況等調査（関係8団体による令和8年10月調査）

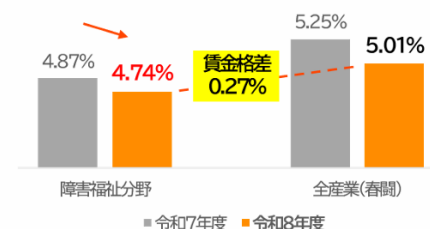
賃上げ

- 障害福祉事業所は、拡充された処遇改善加算等を活用して、賃上げ・ベースアップを着実に進めている。
- しかしながら、全産業との賃金差はほとんど変わっておらず、依然大きな賃金格差がある。

令和8年度の賃上げ額（月額/円）



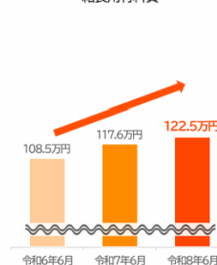
賃上げ率



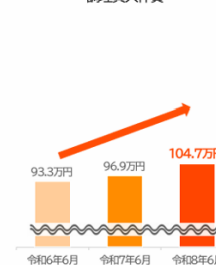
物価高騰

- 物価高騰の影響は、とくに食費で顕著で、光熱水費も微増している。
- 入所施設における食費・光熱水費は基準費用額を大きく上回り、施設が持ち出している状況。
- 重点支援地方交付金では、物価高騰分のカバーが至っていない。

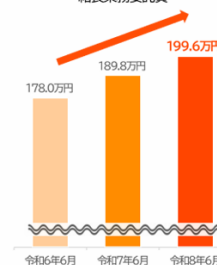
給食用材料費



調理員人件費



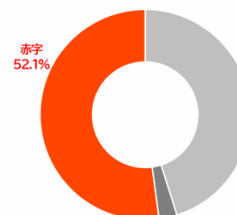
給食業務委託費



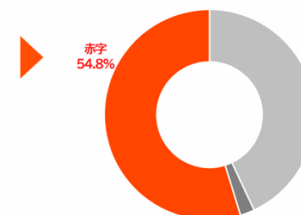
経営状況

- 赤字事業所は、直近単月では5割超。
- 8割超の事業所が、必要な修繕や災害対策の施設整備が困難になっている。

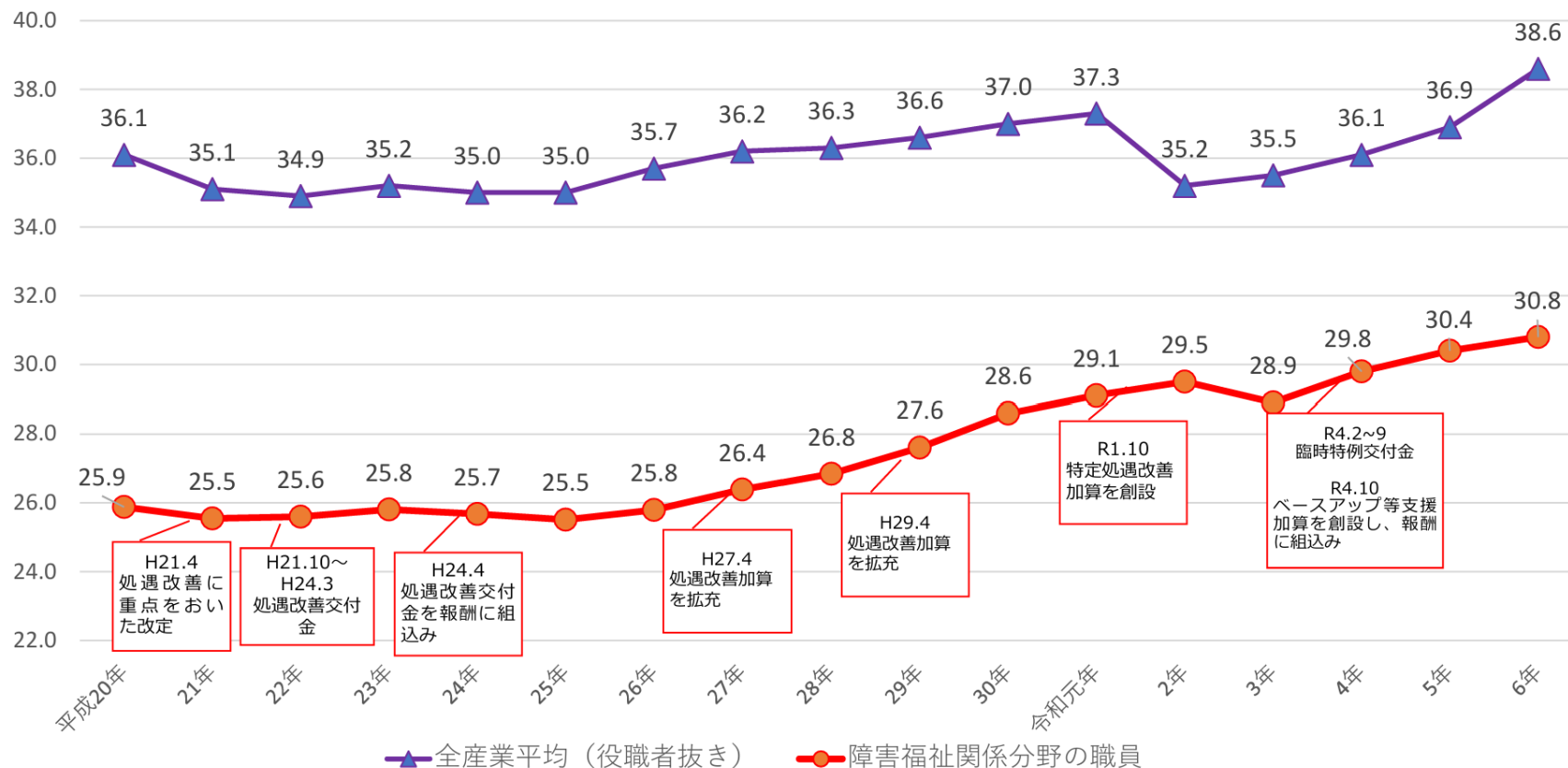
令和7年6月



令和8年6月



賃金構造基本統計調査による障害福祉関係分野の賃金推移

賞与込み給与
(万円)

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」に基づき障害福祉課において作成。

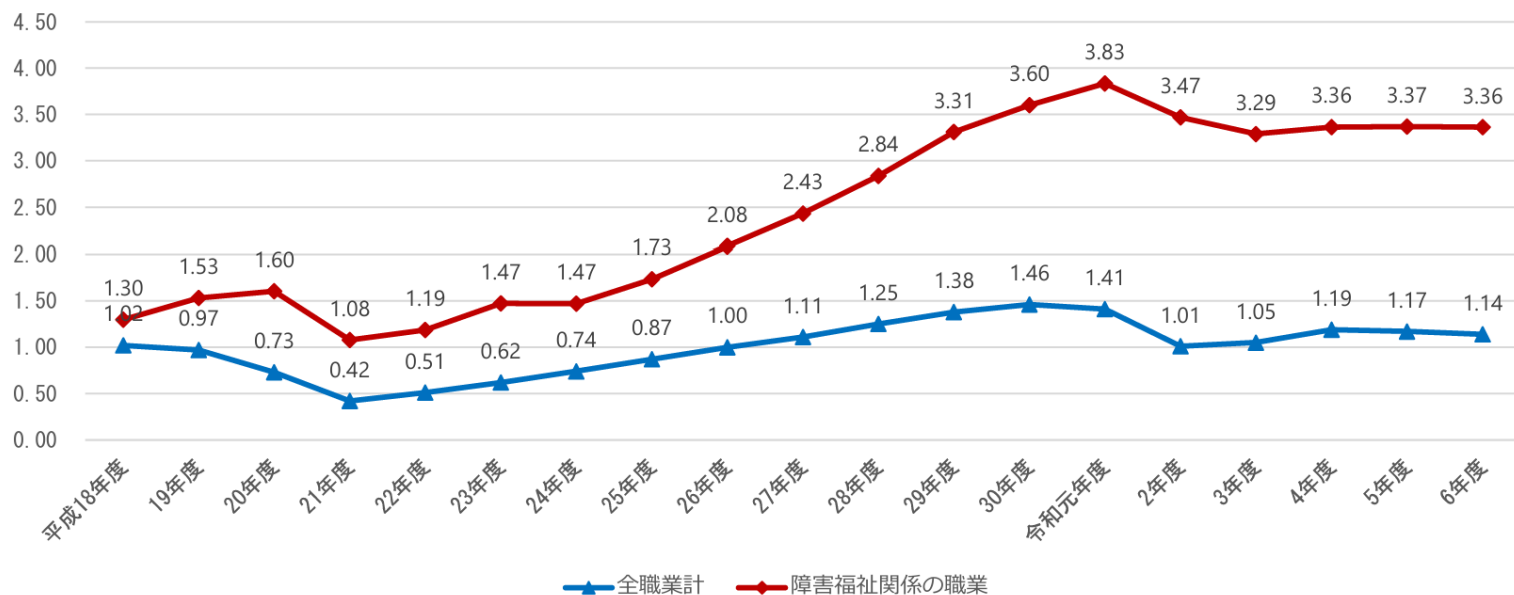
注1）賞与見込み給与は、調査年の6月分として支払われた給与に調査年の前年の1月から12月分の賞与の1/12を加えて算出した額。

注2）令和6年度報酬改定における処遇改善加算の見直しは昨年6月施行（事業者への支払いは8月以降）

注3）障害福祉関係分野の職員については、平成21年～令和元年は「保育士」、「ホームヘルパー」、「福祉施設介護員」を加重平均したもの。令和2年～令和6年は「保育士」、「訪問介護従事者」、「介護職員（医療・福祉施設等）」を加重平均したもの。

障害福祉関係分野職種における労働市場の動向(有効求人倍率の動向)

○ 障害福祉サービス等従事者を含む関係職種の有効求人倍率は、全職種より高い水準で推移している。



【出典】厚生労働省職業安定局「職業安定業務統計」により厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課において作成。

注1) 上記はパートタイムを含む常用の数値。常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。パートタイムとは、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短いものをいう。

注2) 上記の数値は、新規学卒者及び新規学卒者求人を除いたものである。

注3) 「障害福祉関係の職業」は、平成24年度以前は「社会福祉専門の職業」の数値。平成25年度以降は、「社会福祉の専門的職業(保育士、福祉相談員等)」と「介護サービスの職業」を合計した数値。

令和8年度臨時報酬改定での懸念事項 (応急的な報酬単価の特例)

2(3) 応急的な報酬単価の特例

概要

【就労継続支援B型、共同生活援助（介護サービス包括型・日中サービス支援型）、児童発達支援、放課後等デイサービス】

- 障害福祉サービス等に係る総費用が増加し、また、人材確保が喫緊かつ重要な課題となっている中、一定の収支差率を確保しつつ、事業所数や利用者数の伸びが継続している状況である。このため、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、臨時応急的な見直しを実施する。
- 収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型について、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、令和9年度報酬改定までの間、応急的な報酬単価（一定程度引き下げた基本報酬）を適用する。【告示改正・令和8年6月施行】

算定要件等

○ 対象サービス

就労継続支援B型、共同生活援助（介護サービス包括型・日中サービス支援型）、児童発達支援、放課後等デイサービス

- ※ 年間総費用額全体に占める割合が1%以上で、令和6年度の収支差率が5%以上あるサービスのうち、事業所の伸び率が過去3年間5%以上の伸びを続けているサービス

○ 対象事業所

令和8年6月1日以降に新規指定された事業所（既存事業所については従前どおり）

- ※ 指定権者においては、基準等の要件を満たす事業所を適切に指定する観点から、通常の事前相談・審査スケジュールや標準処理期間に従って処理することが望ましい
- ※ 合併・分割・事業譲渡に伴う指定の場合、その前後で事業所が実質的に継続して運営されると認める場合は、既存事業所と同様の扱い

○ 応急的な報酬単価

対象サービスにおける平均収支差率や給付費に占める基本報酬の割合等を踏まえ、一定の収支差率を確保できる水準となるよう、それぞれの基本報酬単価の特例を設ける。なお、受入れニーズが特に高い重度障害児者やサービスが不足している地域については、一定の配慮を行うため、従前の報酬単価を適用する（詳細次ページ）。

応急的な特例単価に対する懸念事項

令和8年度臨時報酬改定による応急的な単価の特例による新規事業所の基本報酬単位の引き下げについては、障害福祉サービス等に係る総費用の上昇と、新規事業所数の急増によるサービス品質の低下等への対応として必要であることは十分に承知しております。

しかしながら、対象となる4サービスは、「収支差率が高く、事業所が急増しているサービス類型」として選定されましたが、その根拠となる収支差率は「障害福祉サービス等経営実態調査」ではなく、サンプル数の少ない参考指標である「障害福祉サービス等経営概況調査」に基づいており、検討から決定までの期間が極めて短く、決定プロセスに関しては課題なあることを指摘させていただきます。

また、サービスが不足している地域への配慮措置を講じていただいたことには感謝しておりますが、他方で専門性の低い悪質な事業者等とは異なり、専門性が高く、日々のサービス品質向上に努力している事業者も一律対応となっている点を懸念しております。

次期報酬改定においては、専門性の高い事業所に対する評価を、しっかりと行っていただくことを改めてお願い申し上げます。

令和9年度障害福祉報酬改定に 向けたサービスごとの主たる要望

令和9年度障害福祉報酬改定に関する要望

(サービス分類)



就労支援関連サービスにおける見直し意見

1. 就労継続支援A型における社会保険加入の評価

課題: 利用者の就労時間が延びて社会保険等の加入対象となるほど事業所の保険料負担が増え、長時間就労を積極的に支援する動機が働きにくい懸念があります。

要望: 社会保険等に参加する利用者を一定数以上雇用する事業所について、加入者数又は加入割合を評価指標とし、加算等により評価する仕組みをご検討くださいますようお願いいたします。

背景: 利用者の就労時間を延ばし、一般就労に近い雇用環境を整えることは、就労継続支援A型の重要な役割です。

2. 就労継続支援A型・B型における重度者評価の適正化

課題: 重度者の受入れを基本報酬で一律に高く評価すると、生活介護との役割分担が曖昧になり、本来支援を必要とする方が利用しにくくなる懸念があります。

要望: 重度者の受入れ割合のみを基本報酬で強く評価せず、賃金・工賃向上、一般就労への移行、支援困難度等とのバランスを踏まえ、就労継続支援A型・B型の役割に応じた評価の考え方の整理をお願いいたします。

背景: 就労継続支援A型・B型は生産活動や就労機会の提供、賃金・工賃の向上を担い、就労成果を重視する制度です。

令和9年度障害福祉報酬改定に関する要望

(サービス分類)



就労支援関連サービスにおける見直し意見

3. 就労継続支援B型における作業時間の評価方法

課題： 作業時間の長さを中心に評価すると、短時間でも継続して通所・作業を行う利用者への支援が適切に評価されず、長時間作業ができる利用者が優先される懸念があります。

要望： 作業時間の長短のみで評価せず、障害特性、支援目標、通所の安定性、作業への継続的な参加、能力向上等を総合的に評価できる制度設計をご検討くださいますようお願いいたします。

背景： 就労継続支援B型には、障害特性や体調の変動等で長時間の作業が難しく、短時間から段階的に作業参加を目指す利用者がいます。

4. 弁当・交通費の無料提供等による不適切な利用者誘引の禁止

課題： 「弁当無料」「交通費無料」等をSNS等で宣伝し利用者を誘引する事業所が多発しています。宣伝による誘引は禁止される一方、無料提供そのものは規制されていません。

要望： 宣伝だけでなく、弁当・交通費の無料提供等の実態そのものを不適切な誘引として禁止し、指定取消し等の対象として明確に位置付けることを強く求めます。

背景： 当連盟は令和8年6月15日の意見書で不適切な誘引の全面禁止を求めています。

令和9年度障害福祉報酬改定に関する要望

(サービス分類)



障害児通所支援に対する見直し意見

1. 専門的支援・家族支援の評価拡充と加算統合時の水準維持

課題: 専門的支援には回数上限があり、電話等の突発的な相談も評価されません。加算統合では、相当の採用費を投じて人員を整備してきた事業者の努力が無になる懸念があります。

要望: 専門的支援実施加算の上限回数の撤廃、児童指導員等加配加算と専門的支援体制加算の統合では原則としてこれまでの要件の枠や報酬水準に沿った加算要件とすること、電話相談を含む家族支援加算の拡充をお願いいたします。

背景: 第65回障害福祉報酬改定検討チーム(10月5日)で、児童指導員等加配加算と専門的支援体制加算の統合の検討が示されています。

2. 児童発達支援センターと保育所等訪問支援の実態に即した評価

課題: 定員20人以下のセンターが増えても中核機能強化加算に該当区分がなく、中核職員は訪問支援員と兼務できません。訪問支援の要件強化は人材確保と事業維持を困難にします。

要望: 中核機能強化加算への定員20人以下の区分創設、中核職員と保育所等訪問支援の兼務容認、訪問支援員に経験年数要件を課す方向性を見直しと毎月の訪問回数の増、併設施設への訪問を一律に除外しない実態に応じた評価をお願いいたします。

背景: 第65回障害福祉報酬改定検討チーム(10月5日)で、訪問支援員の実務経験要件や併設先訪問の算定対象外とする論点が示されています。

3. 物価高騰・人件費増に見合った基本報酬と送迎加算の引上げ

課題: 物価高騰などにより事業所運営は相当厳しく、人材確保を含め事業維持が困難です。送迎加算は現行の単位数でも不足しており、ガソリン代や人件費の高騰も重なっています。

要望: 物価高騰等を反映した基本報酬の引き上げ(とくに放課後等デイサービス)、身体障害児の受入れや入院時の評価、ガソリン代や人件費の高騰を考慮した送迎加算の報酬設定をお願いいたします。

背景: 令和8年6月の臨時報酬改定は処遇改善加算の拡充が中心で基本報酬の引き上げはなく、送迎加算も1回54単位のままです。

令和9年度障害福祉報酬改定に関する要望

(サービス分類)



共同生活援助(障害者グループホーム)に対する見直し意見

1. 夜間支援等体制加算の単価引き上げと算定方法の見直し

課題: 夜間の職員配置が赤字になれば、利用者の夜間の安全確保そのものが維持できなくなります。

要望: 最低賃金・深夜割増を踏まえた単価に引き上げ、最低賃金の改定に連動して見直すとともに、人数区分の算定を前年度平均から実利用者数に改めることを求めます。

背景: 加算(Ⅰ)の単価は令和3年度から据え置かれる一方、最低賃金(全国加重平均)は930円から令和8年度1,177円となります。

2. 通院・受診同行を評価する加算の新設

課題: 利用者の高齢化や疾病の増加で通院・受診同行は日常業務となっていますが、報酬上はほとんど評価されていません。

要望: 通院・受診同行加算を新設する(または日中支援加算の対象を拡大する)とともに、同行記録を要件に実績で算定できるようお願いいたします。

背景: 障害者支援施設には令和6年度障害福祉サービス等報酬改定で通院支援加算が新設されましたが、共同生活援助には同様の加算がありません。

令和9年度障害福祉報酬改定に関する要望

(サービス分類)



共同生活援助(障害者グループホーム)に対する見直し意見

3. 日中支援加算の対象拡大と施設外で過ごす場合の減算幅の適正化

課題: 早期帰所時や土日祝日の支援など実際の支援・配置基準と報酬が対応しておらず、施設外での日中活動による減算は社会参加の促進とも整合しません。

要望: 体調不良による早期帰所等の対応を日中支援加算の対象とし、土日祝日の日中支援を評価するとともに、日中を施設外で過ごす場合の減算幅の適正化を求めます。

背景: 日中サービス支援型は施設外で日中を過ごすと基本報酬が約23～30%低く、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定で差が拡大しました。

4. 入院時の付き添い評価と居室・人員体制を維持する報酬の確保

課題: 入院中の支援や居室の維持が十分に評価されないため、入院が退居につながり、重度の方が地域での生活の場を失う事態が生じています。

要望: 職員付き添いの加算を創設し、入院中も居室・人員体制を維持できる報酬を確保するとともに、重度訪問介護の入院中利用の要件を見直していただきますようお願いいたします。

背景: 入院中は入院時支援特別加算等のみで、包括型の長期入院時は1日122単位と区分4基本報酬の約3分の1です。

令和9年度障害福祉報酬改定に関する要望

(サービス分類)



共同生活援助(障害者グループホーム)に対する見直し意見

5. 人員配置基準の見直しと質の確保体制の評価

課題: 最低基準の配置では必要な支援が不足し、質の高い支援に取り組む事業所が評価されていません。

要望: 世話人6:1の最低配置の見直しと職種区分の簡素化を行い、3:1など手厚い配置、サービス管理責任者の加配、金銭管理体制を加算で評価することを求めます。

背景: 令和8年2月に運営・支援のガイドラインが策定され、管理者の資格要件や職員研修の義務化も検討されています。

6. 地域移行・定着支援の評価と移行支援住居等の要件緩和

課題: 地域移行は国の方針ですが、現行の報酬では取り組むほど空床や事業所の持ち出しが生じる構造になっています。

要望: 一人暮らし等への移行・定着実績の評価と移行支援住居の要件緩和、矯正施設等退所者の受入れ加算の要件統一と期間延長、サテライト型住居の設置上限の緩和を求めます。

背景: 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定で移行支援住居が新設されましたが、社会福祉士等のサービス管理責任者の専従配置が要件です。

重症心身障害・医療的ケアに対する見直し意見

1. 地域の実情に応じた専門職の人員配置基準の柔軟化

課題： 看護師やリハビリ専門職の確保が困難な地域では支援体制を整えられず、重症心身障害児者や、医療的ケアと行動面の支援を併せて要する方の受入れが制限されています。

要望： 支援の質と安全性の確保を前提に、専門職の資格要件・兼務規制を見直し、地域の実情に応じた柔軟な人員配置を可能とさせていただきますようお願いいたします。

背景： 国の調査で、医療的ケア児の利用希望に応じなかった通所事業所の77.0%が看護師確保の難しさを理由としました。

2. 医療的ケアの重症度と支援負担に応じた看護師配置の報酬評価

課題： 人工呼吸器装着児者の受入れには継続的な状態観察や緊急時対応、複数職員による安全確認が必要ですが、現行の評価ではその負担の違いが十分に反映されていません。

要望： 人工呼吸器管理等に必要な複数看護師の配置を医療的ケアの重症度と支援負担に応じて評価する報酬体系への見直しと、医療的ケアのスコア表の見直しによる適正な点数化をお願いいたします。

背景： 改正医療的ケア児支援法(令和9年4月施行)に、福祉サービス事業所への看護師等の配置促進が盛り込まれました。

令和9年度障害福祉報酬改定に関する要望

(サービス分類)



重症心身障害・医療的ケアに対する見直し意見

3. 医療と福祉の連携を適正に評価する医療連携体制加算の見直し

課題： 医療的ケア児者の地域生活に不可欠な医療と福祉の連携に要する人員や費用の負担が十分に評価されておらず、医療資源の少ない地域では安定した支援体制の確保が困難です。

要望： 医療連携体制加算等を見直し、訪問看護・医療機関・福祉事業所の継続的な連携や、医療的ケアに必要な支援体制を適正に評価していただきますようお願いいたします。

背景： 児童発達支援・放課後等デイサービスの医療的ケア児向け区分(Ⅳ・Ⅴ)の算定事業所は約1%と横ばいで、生活介護には同加算がありません。

4. 送迎や食事形態の加工など重症児者固有の支援負担の評価

課題： 福祉車両や医療機器の維持、食事形態の加工、専門職による介助など一般的なサービスとは異なる負担が発生していますが、現行の報酬では十分に評価されていません。

要望： 特殊車両による送迎(車両購入・人件費・ガソリン代)の負担や、食事形態の加工における専門職の摂食指導・安全管理を適正に評価していただきますようお願いいたします。

背景： 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定で送迎加算が上乘せされた後も、リフト付き車両や看護職員添乗の負担は評価不十分との指摘があります。

令和9年度障害福祉報酬改定に関する要望

(サービス分類)



訪問系サービスに対する見直し意見

1. サービス提供実績記録票の廃止を含む文書負担の抜本的軽減

課題： サービス提供実績記録票は、サービス提供責任者が月末月初に各利用者宅へ配布・回収に赴くなど事務負担が高い一方、回収した書類は実務的に活用されていません。

要望： 文書負担の軽減と書式の簡素化を進め、とりわけサービス提供実績記録票については廃止を含めた抜本的な見直しをお願いいたします。

背景： 訪問系サービスは書面のやり取りにも利用者宅への訪問を要するため、書式の多さがそのまま事務負担となります。

2. 支給量・併用可否の自治体間格差の解消と判定基準の統一

課題： 居宅介護と重度訪問介護の併用可否や同一日内の併用の扱いが自治体ごとに異なり、ALS等の重度の利用者でも支給時間の多寡にばらつきが生じています。

要望： Q&Aや通知で具体例を示すなど統一的な判定基準を整備し、障害支援区分ごとの基礎基準時間を超える時間を市町村審査会で決定する方法を含めた透明化をお願いいたします。

背景： 同じ障害の状態でも住む地域によって受けられる支援の量が変わり、利用者間の公平性が損なわれています。

令和9年度障害福祉報酬改定に関する要望

(サービス分類)



訪問系サービスに対する見直し意見

3. 重度訪問介護への同一建物減算創設に関する慎重な検討

課題： 重度訪問介護は長時間の介護となる割合が高く、1人のヘルパーが同一日に建物内の複数利用者を巡回するとは限らないため、同一建物でも必ずしも効率化されません。

要望： 居宅介護と異なるサービス特性を踏まえ、実際の支援形態と効率化の効果を調査・確認したうえで減算対象とするなど、慎重かつ丁寧な検討をお願いいたします。

背景： 令和9年度障害福祉報酬改定で、現行は居宅介護のみの同一建物減算を重度訪問介護にも創設することが検討されています。

4. 居宅介護の家事援助における「共同実践」の全国共通ルール化

課題： 利用者とヘルパーがともに家事を行う共同実践は、認められない自治体、家事援助で算定する自治体、身体介護で算定する自治体に分かれ、取り扱いが統一されていません。

要望： 家事援助の適切な利用に向け、利用者が家事の力を身につける共同実践を全国共通のルールとして整備のうえ、活用を広げてくださいますようお願いいたします。

背景： 介護保険の訪問介護では、老計第10号により「共に行う家事」を身体介護として算定できると定められています。